株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年六月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年四月二十八日

鳥取県米子市両三柳二八六四番地七

荒井菓子株式会社

代表取締役　荒井　健介

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社ジョイスと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年六月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年四月二十八日

岩手県盛岡市東安庭二丁目一番三〇号

株式会社ジョイスサポート

代表取締役社長　小苅米淳一

社債権者集会招集公告

左記のとおり株式会社鬼怒川温泉山水閣第一回転換社債型新株予約権付社債（以下「本社債」といいます。）の社債権者集会を開催いたしますので公告いたします。社債権者各位はご所有社債券を平成二十二年五月十三日までに招集者である株式会社鬼怒川温泉山水閣にご提示下さい。書面により議決権を行使する場合には、議決権行使書面を平成二十二年五月二十日午後五時必着で招集者にご送付下さい。

一、集会の日時

平成二十二年五月二十一日午後三時

一、集会の場所

栃木県宇都宮市中央一丁目九番一一号

株式会社とちぎインベストメントパートナーズ

一、集会の目的たる事項

（議案）

本社債に係る償還期日一部変更による一部支払猶予及び新株予約権の行使請求期間の変更並びにこれに伴う本社債要項の変更の件

（議案の内容）

本社債の元金の最終の償還期日である平成二十二年五月三十一日を平成二十三年五月三十一日とし、本社債に付された新株予約権の行使請求期間を平成二十三年五月三十日までとする。

（提案の理由）

平成二十二年五月三十一日に第三回償還期日を迎える、当社が平成十七年八月三十日付で発行した本社債につきまして、諸般の事情等によりその弁済が困難な状況になっております。つきましては、本社債要項を変更し、社債権者の皆様に当該償還期日の変更による支払猶予をお願いするとともに、それに合わせて新株予約権の行使期間を延長したいと存じます。

平成二十二年四月二十八日

栃木県日光市鬼怒川温泉滝五三〇番地

発行会社　株式会社鬼怒川温泉山水閣

代表取締役　川﨑　正胤

限定承認公告

本籍札幌市西区西野四条五丁目一二番、最後の住所札幌市西区宮の沢一条五丁目二二番一二―三〇三号　被相続人　亡　眞中　俊明

右被相続人は平成二十一年十一月二十三日死亡し、その相続人は平成二十二年三月二十四日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十八日

札幌市豊平区平岸四条一一丁目一一番三〇号ナカガキハウスB号

相続財産管理人　真中　勝明

限定承認公告

本籍神奈川県藤沢市辻堂五丁目二〇番、最後の住所神奈川県藤沢市辻堂五丁目二〇番一〇号　被相続人　亡　白岩　栄次

右被相続人は平成二十二年二月十五日死亡し、その相続人は平成二十二年四月十九日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十八日

神奈川県藤沢市辻堂五丁目二〇番一〇号

相続財産管理人　白岩　圭子

限定承認公告

本籍新潟県長岡市松尾七九〇番地二、最後の住所新潟県長岡市豊詰町二〇三番地九　被相続人　亡　木間　栄一

右被相続人は平成二十二年一月七日死亡し、その相続人は平成二十二年四月十九日新潟家庭裁判所長岡支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十八日

新潟県長岡市松尾七九〇番地二

限定承認者　木間　雅司

限定承認公告

本籍東京都江東区大島六丁目一四番、最後の住所東京都江東区大島一丁目二三番二一―四〇二号　被相続人　亡　西田　正人

右被相続人は平成二十一年十二月二十二日死亡し、その相続人は平成二十二年四月十九日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十八日

大阪市淀川区西宮原二丁目三番三五―一一〇六号　相続財産管理人　西田　正

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十二年四月十四日付官報の号外第八十一号九十頁に掲載されています。

平成二十二年四月二十八日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

ジャパン・アセット・シックスティーン・ホールディング特定目的会社

取締役　山田　智明

訂正公告

平成二十二年三月十五日掲載の合併公告中、乙の「代表取締役　架谷　是良」とあるは「代表取締役　架谷　志良」の誤りにつき訂正します。

平成二十二年四月二十八日

石川県金沢市西泉二丁目一七八番地

（甲）ネッツトヨタ石川株式会社

代表取締役　佐藤　健介

石川県金沢市鞍月四丁目一〇〇番地

（乙）ネッツトヨタ金沢株式会社

代表取締役　架谷　志良

訂正公告

平成二十二年三月十五日掲載の合併につき株券等提出公告中、「代表取締役　架谷　是良」とあるは「代表取締役　架谷　志良」の誤りにつき訂正します。

平成二十二年四月二十八日

石川県金沢市鞍月四丁目一〇〇番地

ネッツトヨタ金沢株式会社

代表取締役　架谷　志良

取消公告

平成二十二年三月三十日掲載の基準日設定につき通知公告は取消します。

平成二十二年四月二十八日

愛知県豊田市大林町十七丁目五番地三

エーディ株式会社

代表取締役　木下　桂一

正　誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十一年十二月十日目次欄中（原稿誤り）				
二二	二	「政府」を削除する。		
平成二十二年三月三十一日（号外第六十七号）目次欄中（原稿誤り）				
三二		五見込額		見込値
平成二十二年四月一日（号外第七十号）公布国土交通省令第十四号（港則法施行規則等の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
五〇	上	終りから一〇	百五十四度	百三十六度三十分
平成二十一年十二月十日外務省告示第五百六十号（カンボジア王国における「地雷除去活動強化計画」のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件）（原稿誤り）				
四三		終りから一三	「政府」	を削除する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月二十八日付第九一号ニ
調達第八〇号一六ページ●

四ページ●同日付第九二号一二八ページ●同日付政府
四月六日付衆会第一九号九六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）